

狛江市 総合基本計画

第4次基本構想・前期基本計画（第2期総合戦略）



令和2年3月

狛江市

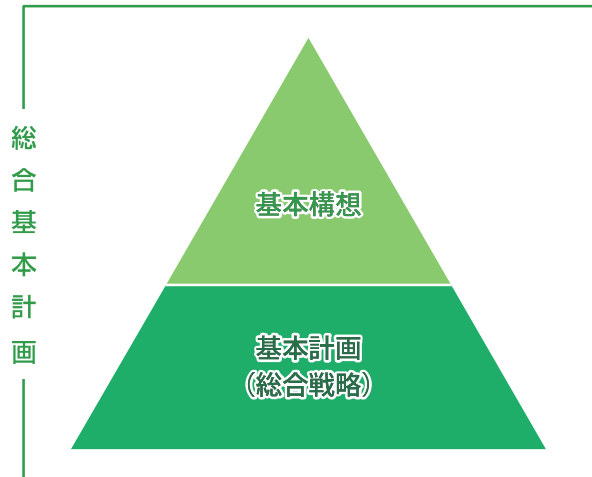
1 総合基本計画の構成

総合基本計画は、市のまちづくりにおける最上位計画として、市政のあらゆる分野を対象とした総合的かつ長期的なまちづくりを進めるための指針となるものです。

「狛江市総合基本計画」は、「基本構想」と「基本計画」の2層から構成されています。

「基本構想」は、市のまちづくりの基本的な理念であり、市の目指すべき将来像、まちづくりの方向性等を示すものです。

「基本計画」は、市のまちづくりの基本的な計画であり、基本構想で示した将来像、まちづくりの方向性等を実現するための施策を示すものです。また、基本計画については、「まち・ひと・しごと創生法」第10条に基づく各市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(狛江市総合戦略)と、その目的や施策等が重複・類似することから、狛江市第2期総合戦略としての役割を兼ねるものとします。



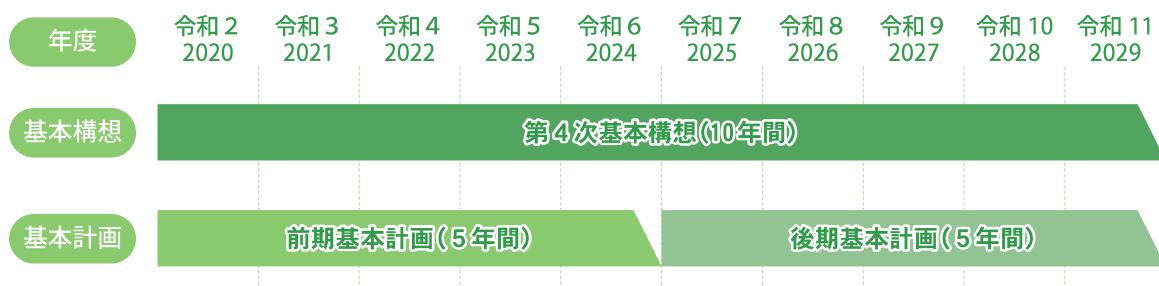
2 総合基本計画の計画期間

市では、平成21(2009)年度に将来都市像を「私たちがつくる水と緑のまち」とする「第3次基本構想」を策定するとともに、その実現に向けた基本計画である「第3次基本構想前期計画」を策定しました。また、平成24(2012)年度には「第3次基本構想後期基本計画」を策定し、まちづくりを進めてきましたが、この度、新たな総合基本計画として、「第4次基本構想」及び「前期基本計画」を策定しました。

「基本構想」の計画期間は10年間、「基本計画」の計画期間は「基本構想」を前期・後期に分け、それぞれ5年間とします。

「第4次基本構想」は、令和2(2020)年度から令和11(2029)年度までの10年間の計画です。

「前期基本計画(第2期総合戦略)」は、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間の計画です。



第4次基本構想については、狛江市総合基本計画条例に基づき、令和元(2019)年10月に市議会の議決を経て策定しました。

第2章 第4次基本構想

1 はじめに

2 計画期間

3 狛江市の将来都市像

4 まちづくりの視点

5 分野別のまちの姿

5 分野別のまちの姿

将来都市像である「ともに創る 文化育むまち ～水と緑の狛江～」を実現するため、8つの「分野別のまちの姿」を定め、各分野のまちづくりを進めていきます。

なお、各分野のまちづくりに共通する重要な視点である2つの「まちづくりの視点」を核として実施していきます。



第3章 前期基本計画

1 施策体系

2 各施策の見方

3 各論

4 指標一覧

5 基本計画とSDGsとの関係

1 施策体系

第4次基本構想に基づく8つのまちの姿の実現のため、30の施策を定めるとともに、各施策を推進するため、101の方向性を定め、体系化しています。なお、「まちの姿8 持続可能な自治体経営」は、行財政改革の基本的な考え方を示すものとして、「狛江市第6次行財政改革大綱」としても位置付けています。

また、数ある重要な政策課題に効率的かつ効果的に取り組んでいくため、37の方向性について「重点化(★)」しています。これらは、市を取り巻く現状や、これまでの取組等を踏まえ、将来都市像「ともに創る 文化育むまち ～水と緑の狛江～」の実現に向けて、計画期間内に特に重点的に取り組む事業や新規に取り組む事業等を踏まえて整理しています。

まちの姿1 人権が尊重され、市民が主役となるまち	施策1-① 平和の希求・人権の尊重		まちの姿3 活気にあふれ、にぎわいのあるまち	方向性2 地域・地区センターの活用	
	方向性1 平和に対する意識啓発			方向性3 都市間交流の推進	
	方向性2 人権が尊重される環境づくり	★		施策3-③ 商工業の振興	
	方向性3 男女共同参画社会の推進			方向性1 市内消費の拡大及び商業の活性化	★
	方向性4 多文化共生社会の推進			方向性2 中小企業への経営支援	
	施策1-② 市民参加・市民協働の推進			方向性3 創業支援の充実	
	方向性1 まちづくりに参加しやすい仕組みづくり	★		方向性4 消費生活の安定と向上	
	方向性2 協働の裾野の拡大			施策3-④ 都市農業の推進	
	方向性3 市民活動支援センター(こまえくぼ1234)を中心とした市民活動の活性化	★		方向性1 ブランド力の向上	★
	施策1-③ 市政情報の共有			方向性2 農業経営の支援	
まちの姿2 なまち 安心して暮らせる安全	方向性1 発信力の強化・双方向による共有	★	方向性3 地産地消の推進		
	方向性2 情報公開の推進		方向性4 農業と触れ合う機会の拡充		
	施策2-① 防災体制の充実		施策4-① 地域社会で支える子育て		
	方向性1 自助・共助活動の促進	★	方向性1 地域の中でゆるくつながる仕組みづくり	★	
	方向性2 防災機能の強化	★	方向性2 地域で支え合う子ども・子育て支援	★	
	方向性3 風水害に対する備えの強化	★	施策4-② 子どもの居場所づくりと成長の支援		
	方向性4 避難行動要支援者等への支援		方向性1 放課後の活動場所の充実	★	
	施策2-② 防犯対策の強化		方向性2 居場所づくりの推進		
まちの姿3	方向性1 防犯意識の向上		方向性3 成長や発達に応じた育ちの支援		
	方向性2 地域の防犯体制の充実	★	方向性4 子どもの権利擁護と支援体制の充実		
	方向性3 特殊詐欺被害防止に対する取組の強化		施策4-③ 妊娠・出産・育児までの切れ目のない支援		
	施策3-① 魅力の創出・向上・発信		方向性1 切れ目のない支援体制の確立	★	
	方向性1 魅力の発掘・創出		方向性2 妊娠・出産・乳幼児期への支援の充実		
	方向性2 魅力の向上	★	方向性3 子育て家庭への支援の充実	★	
	方向性3 魅力の発信		方向性4 保育環境の充実	★	
施策3-② 地域コミュニティ・都市間交流の推進		施策4-④ 学校教育の充実			
方向性1 地域コミュニティ活動の活性化	★				

	方向性1 生きる力をはぐくむ教育の充実	★		まちの姿7 自然を大切にし、快適に暮らせるまち	施策7-① 水と緑の快適空間づくり	方向性1 緑の保全・創出	★			
	方向性2 個々に応じた教育の推進					方向性2 水環境の保全・再生				
	方向性3 安心・安全な学校生活のための基盤整備					方向性3 魅力的な公園の整備・維持管理	★			
まちの姿5 いつまでも健やかに暮らせるまち	施策5-① 地域共生社会づくりの推進					方向性4 多種多様な生きものとの共存				
	方向性1 地域で支え合う仕組みづくり	★				施策7-② 都市環境の確保		方向性1 脱炭素社会の推進		
	方向性2 分野横断的な相談支援体制の構築	★				方向性2 気候変動の影響への適応		方向性2 気候変動の影響への適応		
	方向性3 多職種連携による包括的な支援	★				方向性3 公害防止対策等の推進		方向性3 公害防止対策等の推進		
	方向性4 社会参加・生きがいつくりの推進	★				方向性4 美化活動の推進		方向性4 美化活動の推進		
	施策5-② 健康づくりの推進						施策7-③ 循環型社会の推進		方向性1 ごみの減量化の推進	
	方向性1 健康意識の向上と支援	★					方向性2 ごみの資源化の推進			
	方向性2 心の健康づくり						方向性3 環境への配慮			
	方向性3 地域医療体制の充実						方向性4 ごみの安定処理に向けた施設の維持管理			
	方向性4 疾病予防対策の充実					施策7-④ 下水道機能の維持・向上		方向性1 下水道施設の維持管理		
	施策5-③ 高齢者への支援						施策7-⑤ 市街地整備の推進		方向性2 治水対策の推進	★
	方向性1 支え合い体制の構築						方向性3 健全な事業運営			
	方向性2 地域で暮らすための生活支援	★					施策7-⑥ 道路・交通環境の充実		方向性1 都市計画道路等の計画的な整備	★
	方向性3 介護予防・生きがいつくり						方向性2 道路・橋梁の適切な管理・長寿命化			
	方向性4 地域におけるアクティブシニアの活躍の推進					施策8-① 質の高い行政運営の推進		方向性3 交通事故の抑制		
	施策5-④ 障がい者への支援						施策8-② 持続可能な財政運営の推進		方向性4 自転車利用の推進	
	方向性1 地域で暮らし続けるための環境整備	★					施策8-③ 組織づくり・人財育成の推進		方向性1 財政規律の維持	
	方向性2 複合的な課題に対応できる相談体制の強化						方向性1 未来の狛江を創っていく市役所づくり			
	方向性3 社会参加・就労の促進					方向性2 誰もが安心して働き続けられる職場づくり				
	施策5-⑤ 生活困窮者への支援						方向性3 誰もが活躍できる職場づくり			
	方向性1 相談・支援体制の充実						まちの姿8 持続可能な自治体経営			
方向性2 適性に応じた就労・自立への支援										
方向性3 子どもの貧困の連鎖の防止	★	まちの姿6 生涯を通じて学び、歴史が身近に感じられるまち								
施策6-① 地域における学びの充実										
方向性1 学びの環境づくり	★									
方向性2 生涯を通じた学びの実現										
方向性3 学びを活かす機会の充実										
施策6-② 芸術文化・スポーツの振興										
方向性1 芸術文化に触れる機会の充実										
方向性2 芸術文化活動の推進	★									
方向性3 スポーツへの参加機会の充実										
方向性4 ライフステージに応じたスポーツの推進										
施策6-③ 歴史への理解と継承										
方向性1 歴史の継承と文化財の保存	★									
方向性2 文化財の活用の推進										

2 各施策の見方

目指す姿

施策の目指す姿を記載しています。

施策体系

施策の体系を記載しています。

施策指標

「目指す姿」の実現に向けて、その進捗状況を測るための指標を設定しています。現状値は平成30(2018)年度末、目標値は令和6(2024)年度末(前期基本計画の最終年度)の数値を記載しています。

指標は、毎年度進捗状況を確認することで、施策の着実な推進を図っていきます。

なお、目標値については、「設定した数値以上(又は以下)を目指す」という考えで設定しています。毎年度行う進捗管理において、目標値を上回る進捗状況であった場合は、その数値以上(又は以下)を目指していきます。

施策の現状と課題

施策における現状や課題、これまでの取組等を記載しています。

第3章 前期基本計画

施策2-① 防災体制の充実

■ 目指す姿

市民一人ひとりが高い防災意識を持ち、コンパクトである地域特性を活かした防災体制が整っています。また、災害から市民の生命や財産を守ることができる安心・安全なまちになっています。

■ 施策体系

2 安心して暮らせる安全なまち

① 防災体制の充実

■ 施策指標

	指標名	指標の説明	現状値 (平成30(2018)年度)	目標値 (令和6(2024)年度)
1	自然災害に対して何らかの備えをしている市民の割合(%)	◆市民アンケート	65.3	69.0
2	昨年1年間に防災に関する催しに参加したことがある市民の割合(%)	◆市民アンケート	16.4	30.0

— 38 —

3 各論

■ 施策の現状と課題

- 防災に対し、市民一人ひとりが日頃からの備えを行っている「自助」の意識を高めることで、発災後の被害を最小限に抑え、その後の「共助」へつなげていく必要があります。また、市内に残る旧耐震基準の住宅への対応が急務となっています。
- 地域住民を中心とした12の避難所運営協議会*1があり、市の総合防災訓練への参加や自主的な訓練を行うことで、「共助」の取組による避難所開設・運営体制が整備されています。一方、防災会等も含め、自主防災組織の活動に参加するメンバーの高齢化や固定化が課題となっています。
- 「公助」の取組として、防災センターを平成25(2013)年に竣工するとともに、首都直下型地震等が起きても同時被災することのない遠隔自治体と災害時相互応援協定を締結する等、災害対応体制を整備しています。一方で、災害時の情報を市民に広く発信するため、情報伝達体制の整備を推進していく必要があります。
- 近年、台風やゲリラ豪雨による風水害が全国各地で発生しています。令和元年東日本台風では、市内においても、床上浸水や道路の冠水等の被害がありました。更に、複数の避難所が満員となったり、市ホームページにアクセスが集中したことにより閲覧ができない状態となる等、様々な課題が浮き彫りとなりました。また、昭和49(1974)年に甚大な被害をもたらした多摩川の水害もあり、水害はより身近な災害と認識されています。毎年度実施している水防訓練や、市内を流れる多摩川・野川の水位をリアルタイムに把握することができるカメラを設置することで、情報収集力の向上を図る等、対策に取り組んでいます。今後も風水害に対する備えをより一層強化していく必要があります。
- 高齢者や障がいのある人等、自ら避難することが困難である避難行動要支援者*2について、災害時に必要な支援を受けることができるような体制を構築する必要があります。また、これまでの災害の教訓から、女性や外国人の視点を踏まえた対策の必要性が指摘されています。

— 39 —

第3章 前期基本計画

施策の方向性

★方向性1 自助・共助活動の促進

- 様々な手段や機会を通じて、備えに必要な情報の的確な提供に取り組んでいくことで、市民一人ひとりの「自助」の意識の醸成に努めていきます。
- 「共助」の柱である自主防災組織について、「共助」の必要性や重要性を伝えることで、幅広い層の参加につなげていきます。特に、若年世代や子育て世代、アクティブシニア世代の参加促進を図ることで、自主防災組織の活性化に取り組んでいきます。
- コンパクトである地域特性を活かした市民同士のつながりを軸に、防災活動の核となるような人材の育成にも意識して取り組んでいきます。

★方向性2 防災機能の強化

- 他自治体や事業者との協定の締結を引き続き推進するとともに、平常時からの訓練等を通じて協定締結先とより一層の連携強化を図ることで、災害時の支援態勢が実効性のあるものとなるよう努めていきます。
- 災害時は、市役所及び防災センターを災害対策の拠点としながら、初動期から迅速に対応できる態勢を整備していきます。また、防災行政無線やSNS等を活用し、市民への情報伝達体制の整備を進めていきます。
- 災害時の被害を最小限にとどめるとともに、早期の復旧ができるよう、災害に強い防災都市づくりを推進していきます。

★方向性3 風水害に対する備えの強化

- 風水害に着目した災害対応体制の整備について、過去の教訓を活かすとともに、流域自治体や多摩川を管轄する国土交通省京浜河川事務所、野川を管轄する東京都建設局等と連携して進めていきます。また、避難を含む実践的な水防訓練を実施する等、市民の風水害に対する意識の向上を図っていきます。
- 風水害による被害を最小限にとどめるため、多摩川の天端の整備等に向け、関係機関との協議・連携を進めます。
- 過去の風水害による被害を風化させないよう、後世に伝えていくことで、風水害に対する備えを強化していきます。

— 40 —

施策の方向性

施策の課題を解決し、目指す姿を実現するための取組の方向性を記載しています。

また、★が付いている方向性は、「重点化(18・19ページ参照)」に位置付けています。

3 各論

方向性4 避難行動要支援者等への支援

- 避難行動要支援者の個別計画の策定を推進するとともに、福祉避難所の円滑な運営体制の構築を推進していきます。
- 外国人も含め、誰にでも分かりやすい情報提供を推進するとともに、避難所運営等に女性の視点を取り入れる等、様々な課題に対応していきます。

まちの姿2

安心して暮らせる安全なまち

① 防災体制の充実

総合防災訓練

【用語解説】

※1 避難所運営協議会：地震等の大規模災害が発生した際、避難所の開設・運営・閉鎖を行う組織。
 ※2 避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人をいう。

■ 関連する主な個別計画

計画名	計画期間
狛江市地域防災計画(平成30年修正)	平成29年度～
狛江市耐震改修促進計画	平成30～令和2年度

■ 小・中学生のアイデア

- みんながハザードマップを知っているようにする。
- 家の中の物を固定する。

— 41 —

用語解説

施策に関する用語の解説を記載しています。

関連する主な個別計画

施策に関連する主な個別計画を記載しています。

小・中学生のアイデア

施策を推進するための小・中学生のアイデアを平成30(2018)年度に実施した小・中学生アンケートをもとに記載しています。

まちの姿2 安心して暮らせる安全なまち

防災・防犯に対する意識が高まっている中、被害を最小限に抑え、市民の生命や暮らしを守っていくことが大切です。特に狛江市においては、昭和49(1974)年に甚大な被害をもたらした多摩川の水害についても決して忘れてはなりません。

防災対策については、市民一人ひとりの防災意識が向上し、自らが備える「自助」に加え、地域で支え合う「共助」の重要性をより一層意識するとともに、他自治体等との連携強化や耐震化の推進等の「公助」にもこれまで以上に取り組むことで、災害に強いまちを目指します。

また、防犯対策については、都内区市におけるトップクラスの刑法犯認知件数の少なさを今後も維持していくとともに、防犯意識の啓発や地域の防犯活動の充実等にこれまで以上に努めることで、犯罪が未然に防止され、犯罪の少ない安全なまちを目指します。

防災・防犯施策を充実・強化し、災害に強く、犯罪の少ない安全なまちづくりを市民、団体、事業者、関係機関、行政が一体となって実施することで、「**安心して暮らせる安全なまち**」を目指します。

1 人権が尊重され、市民が主役となるまち

2 安心して暮らせる安全なまち

3 活気にあふれ、にぎわいのあるまち

4 子どもがのびのびと育つまち

5 いつまでも健やかに暮らせるまち

6 生涯を通じて学び、歴史が身近に感じられるまち

7 自然を大切にし、快適に暮らせるまち

8 持続可能な自治体経営

施策2-① 防災体制の充実

- 方向性1 自助・共助活動の促進
- 方向性2 防災機能の強化
- 方向性3 風水害に対する備えの強化
- 方向性4 避難行動要支援者等への支援

施策2-② 防犯対策の強化

- 方向性1 防犯意識の向上
- 方向性2 地域の防犯体制の充実
- 方向性3 特殊詐欺被害防止に対する取組の強化

施策2-① 防災体制の充実

目指す姿

市民一人ひとりが高い防災意識を持ち、コンパクトである地域特性を活かした防災体制が整っています。また、災害から市民の生命や財産を守ることができる安心・安全なまちになっています。

施策体系

2 安心して暮らせる安全なまち

施策2-① 防災体制の充実

- 方向性1 自助・共助活動の促進
- 方向性2 防災機能の強化
- 方向性3 風水害に対する備えの強化
- 方向性4 避難行動要支援者等への支援

施策指標

	指標名	指標の説明	現状値 (平成30(2018)年度)	目標値 (令和6(2024)年度)
1	自然災害に対して何らかの備えをしている市民の割合(%)	◆市民アンケート	65.3	69.0
2	昨年1年間に防災に関する催しに参加したことがある市民の割合(%)	◆市民アンケート	16.4	30.0

■ 施策の現状と課題

- ・ 防災に対し、市民一人ひとりが日頃からの備えを行っている「自助」の意識を高めることで、発災後の被害を最小限に抑え、その後の「共助」へとつなげていく必要があります。また、市内に残る旧耐震基準の住宅への対応が急務となっています。
- ・ 地域住民を中心とした12の避難所運営協議会^{*1}があり、市の総合防災訓練への参加や自主的な訓練を行うことで、「共助」の取組による避難所開設・運営体制が整備されています。一方、防災会等も含め、自主防災組織の活動に参加するメンバーの高齢化や固定化が課題となっています。
- ・ 「公助」の取組として、防災センターを平成25(2013)年に竣工するとともに、首都直下型地震等が起きても同時被災することのない遠隔自治体と災害時相互応援協定を締結する等、災害対応体制を整備しています。一方で、災害時の情報を市民に広く発信するため、情報伝達体制の整備を推進していく必要があります。
- ・ 近年、台風やゲリラ豪雨による風水害が全国各地で発生しています。令和元年東日本台風では、市内においても、床上浸水や道路の冠水等の被害がありました。更に、複数の避難所が満員となったり、市ホームページにアクセスが集中したことにより閲覧ができない状態となる等、様々な課題が浮き彫りとなりました。また、昭和49(1974)年に甚大な被害をもたらした多摩川の水害もあり、水害はより身近な災害と認識されています。毎年度実施している水防訓練や、市内を流れる多摩川・野川の水位をリアルタイムに把握することができるカメラを設置することで、情報収集力の向上を図る等、対策に取り組んでいます。今後も風水害に対する備えをより一層強化していく必要があります。
- ・ 高齢者や障がいのある人等、自ら避難することが困難である避難行動要支援者^{*2}について、災害時に必要な支援を受けることができるような体制を構築する必要があります。また、これまでの災害の教訓から、女性や外国人の視点を踏まえた対策の必要性が指摘されています。

■ 施策の方向性

★ 方向性1 自助・共助活動の促進

- ・ 様々な手段や機会を通じて、備えに必要な情報の的確な提供に取り組んでいくことで、市民一人ひとりの「自助」の意識の醸成に努めていきます。
- ・ 「共助」の柱である自主防災組織について、「共助」の必要性や重要性を伝えることで、幅広い層の参加につなげていきます。特に、若年世代や子育て世代、アクティブシニア世代の参加促進を図ることで、自主防災組織の活性化に取り組んでいきます。
- ・ コンパクトである地域特性を活かした市民同士のつながりを軸に、防災活動の核となるような人材の育成にも意識して取り組んでいきます。

★ 方向性2 防災機能の強化

- ・ 他自治体や事業者との協定の締結を引き続き推進するとともに、平常時からの訓練等を通じて協定締結先とより一層の連携強化を図ることで、災害時の支援態勢が実効性のあるものとなるよう努めていきます。
- ・ 災害時は、市役所及び防災センターを災害対策の拠点としながら、初動期から迅速に対応できる態勢を整備していきます。また、防災行政無線やSNS等を活用し、市民への情報伝達体制の整備を進めていきます。
- ・ 災害時の被害を最小限にとどめるとともに、早期の復旧ができるよう、災害に強い防災都市づくりを推進していきます。

★ 方向性3 風水害に対する備えの強化

- ・ 風水害に着目した災害対応体制の整備について、過去の教訓を活かすとともに、流域自治体や多摩川を管轄する国土交通省京浜河川事務所、野川を管轄する東京都建設局等と連携して進めていきます。また、避難を含む実践的な水防訓練を実施する等、市民の風水害に対する意識の向上を図っていきます。
- ・ 風水害による被害を最小限にとどめるため、多摩川の天端の整備等に向け、関係機関との協議・連携を進めます。
- ・ 過去の風水害による被害を風化させないよう、後世に伝えていくことで、風水害に対する備えを強化していきます。

方向性4 避難行動要支援者等への支援

- ・ 避難行動要支援者の個別計画の策定を推進するとともに、福祉避難所の円滑な運営体制の構築を推進していきます。
- ・ 外国人も含め、誰にでも分かりやすい情報提供を推進するとともに、避難所運営等に女性の視点を取り入れる等、様々な課題に対応していきます。



総合防災訓練

【用語解説】

- ※ 1 避難所運営協議会：地震等の大規模災害が発生した際、避難所の開設・運営・閉鎖を行う組織。
- ※ 2 避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人をいう。

■ 関連する主な個別計画

計画名	計画期間
狛江市地域防災計画(平成30年修正)	平成29年度～
狛江市耐震改修促進計画	平成30～令和2年度

■ 小・中学生のアイデア



- みんながハザードマップを知っているようにする。
- 家の中の物を固定する。